

アベノミステイク!



96条改憲は、憲法破壊の大ミステイク

安倍首相は、今夏の参議院選挙で憲法96条(裏面A)の改憲を争点にするといい、維新と2分の1の議員の賛成で発議できるよう改定することで一致したといいます。改憲発議に3分の2の議員の賛成が必要なのは、「世界的に見ても、改定しにくい憲法」だから、『主権者である国民の意思を反映しない』(自民改憲Q&A)と言っていますが、それは大ミステイク(誤ち・ウソ)です。

「体を張ってでも拒まなくてはいけない」改憲論者の小林節 慶応大学教授も憤る!

まず、第1の大ウソは、欧米各国や韓国なども、改定には3分の2以上等の賛成を必要としていることです。(裏面B)それは、そもそも憲法は、市民革命や変革の時、国民が国王や時の権力者に、勝手に国民の命や財産、自由などの基本的人権を奪ってはならない、主権は国民にあるなどと認めさせたものです。だから憲法には、法律とは違って厳しい改定条件をつけ、近代国家は、みなその憲法に基づいて政治をおこなっております。(立憲主義)

96条改憲は「人類の歴史に対する冒瀆です」(小林教授)

第2の大ウソは、主権者が自らの権利を守るために憲法で権力者をしばったのに、(99条裏面C)政治家が憲法から自由に、気ままにやろうとすることです。あなたの命や財産・自由などの基本的人権を、安倍さんや、2~3年で交代する首相に預けますか?これは、「立憲主義の否定であり、国民主権に対する反逆」で、「改正のルール以前の『憲法破壊』です。」(小林教授)

ほんとうの目的は9条改定 =日本を「戦争をする国」に変えるため!

「環境権など時代の変化に対応するため改憲しやすくする」などの言にごまかされないように。核武装など“本音”を言う石破茂自民党幹事長は、96条改定が国民投票にかけられた場合に「国民は(9条改正<裏面D>)を念頭に置いて投票していただきたい。国の在り方が変わるという認識を持って(投票すべきだ)」と、あけすけにのべています。

国民の立場で、権力の暴走を縛るのが憲法。 カンタンに変えられては困ります。



日本国憲法

A 第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

C 第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

※アンダーラインは編集部

B 各国の憲法改定手続き

アメリカ	各院の3分の2以上の賛成+4分の3以上の州議会の承認(他の手続きもあり)
フランス	各院の過半数の賛成+両院合同会議で5分の3以上の賛成(他に国民投票を経る手続きあり)
ドイツ	連邦議会の3分の2以上の賛成+連邦参議院の3分の2以上の賛成
イタリア	各院の過半数の賛成+3ヵ月以上の経過後に各院の3分の2以上の賛成(他に国民投票を経る手続きあり)
カナダ	各院の過半数の賛成+3分の2以上の州議会(7州以上)の承認
韓国	国会の3分の2以上の賛成+国民投票(有権者の過半数の投票+投票者の過半数の賛成)

衆議院法制局資料から作成

D 自民党の改憲草案

第二章 安全保障

(平和主義)

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

(国防軍)

第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

4 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。

5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。

(領土等の保全等)

第九条の三 国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

※アンダーラインは編集部

ここが特に問題！ 自民党の改憲草案

- 『自衛』のためという口実がつけば国権の発動としての戦争もでき、武力による脅しや、武力の行使もできるということです。また、この『自衛』権には集団的自衛権が含まれるといい、たとえ日本が攻撃されていなくとも、安保条約を結んでいるアメリカ軍が世界各地で行っている戦争に、日本の『国防軍』が参戦できます。
- 同盟関係がなくとも、『国際社会の平和と安全のため』と名目がつけば、参戦することになります。こうして、日本は海外の戦争で外国人を『殺し』、日本人も『殺される』国になります。
- 政府が、『公の秩序を維持』できないと判断すれば、国民の意思表示の手段のひとつであるデモにも、「国防軍」の戦車が出動し、銃が向けられることになります。

生田 条の会

tel. 080-6663-5058

<http://www.5b.biglobe.ne.jp/~iguti/>